

# 専門図書館員のための認定資格制度設立に向けて (6) : 座談会の開催と制度案の確定へ

運営委員会認定資格検討小委員会

長谷川 昭子 (日本大学(非常勤)) 青柳 英治 (明治大学) 鈴木 良雄 (専門図書館協議会)

村井 友子 (ジェトロ・アジア経済研究所) 山崎 美和 (科学技術振興機構) 村上 陽菜 (日本医薬情報センター)

## 1. はじめに

認定資格検討小委員会(以下、本小委員会という)では、2013年10月以来、専門図書館員のための認定資格制度の設立に向けて検討を行ってきた。制度案は加筆・修正を重ね、2015年5月にはほぼ最終案に近い形にまででき上がった。

そこで本小委員会では、制度案に対する現場の専門図書館員の方々の忌憚ない意見を伺うため座談会を開催した。今回はその結果を報告し、制度案の確定に向けての意見募集についてお知らせする。

## 2. 座談会の開催

### 2. 1 座談会の概要

座談会の目的は、現場で働く専門図書館員の方々の本制度に対する意識を把握し、制度案を確定する際の参考資料とすることである。当初の予定では、研修会への参加が想定される若手のスタッフと、それを推奨し実質的に認める立場の中間管理職とで、別々の座談会を開催する計画であったが、仕事との調整がつかず出席が難しい人が多かったため、合同の座談会とすることとした。

出席者は、都内の専門図書館や事業組織内に設置された資料・情報部門に勤務する4名である。うち1名は若手のスタッフ、他の3名は中間管理職である。座談会は2015年5月13日(水)18時すぎから2時間半、本小委員会委員の勤務先で行った。座談会では、多くの意見・感想が出されたが、以下ではこのうち制度案に関係する6点について紹介し、合わせてそれらに対する本小委員会の検討結果を報告する。

### 2. 2 座談会の結果

以下、枠で囲んだ部分が座談会で出された意見

である。次いでこれらに対する本小委員会の検討結果を記すが、検討は前号の連載記事(5)(機関誌No.271に収載)に報告した受託会社5社からの意見や、これまでさまざまな機会に本小委員会に寄せられた多くの意見・提案等を勘案して行なった。検討結果は一部既報の記事と重複するところがあるが、お許し願いたい。

#### 2. 2. 1 申請要件について

- ・「過去8年間に5年以上の実務経験年数」は長い。
- ・専門図書館は公共図書館に比べると機関数が少なく一機関の規模も小さいため、職員数も少ない。就職口の少ない専門図書館で通算5年以上の実務経験年数を求められるのは長い。
- ・仮にこの資格を就職時に活用しようとしても、資格取得は5年先となり、年齢的に就職に不利になる可能性がある。
- ・自己実現のきっかけとしてはよいと思うが、司書資格を不問としているのが気にかかる。
- ・資格は実務に役立つことが前提だ。本資格は司書資格との差異が明確でないと思う。本資格では、司書資格 + a (実務により役立つもの)を提供する必要がある。

#### <そもそも申請要件を実務経験年数のみにした理由>

本制度は、主題分野に関わりなく資料・情報サービスの提供にあたり共通して求められる知識・技術の修得を目標とするものである。そのため、対象者のすそ野を広く設定し、能力向上を望む者であれば、誰にとっても自己研鑽やキャリア形成に結びつく制度になることを第一に考えた。雇用形態(正規・非正規)や、司書資格・会員資格(機関・個人)の有無を問わないのは、こうした趣意

による。

ただし、本制度は、これまで専門図書館等に勤務し、今後もそこで勤務を続けると想定される人の能力向上に資することを目的とするものであるため、「実務に携わっている(または携わってきた)こと」を客観的に示すものが必要になる。本制度ではそれを実務経験年数によって確認することとした。

#### <「過去8年間に通算5年以上」は長くないと考える理由>

本制度の認定の水準は、「初級と中級の間の知識・技術を修得している者」を想定している。初級とは資料・情報の収集・整理・提供に関する「基本的知識を有する」者で、中級とは同「十分な知識を有する」者である。本小委員会では実務で一通りの仕事を覚えるには3年は必要であると考える。まして「初級と中級の間のレベルの知識・技術の修得であれば、3年では十分とは言いきれず、少なくとも5年の実務経験年数が必要と考えられた。首都圏の正規・非正規職員等を対象にした意識調査でも、「一人前到達年数」は平均4.54年という結果であった<sup>1)</sup>。

図書館界には、日本図書館協会の「認定司書制度」と日本医学図書館協会の「ヘルスサイエンス情報専門員認定資格」の先行制度があるが、二つの制度とも実務経験年数を申請要件としていた。前者では、勤務経験が司書資格取得後通算10年以上あるか、または司書資格取得後、公共図書館を含む他の図書館等での勤務経験が10年以上あることを申請要件としており、後者では、基礎、中級、上級資格の順に2年以上(過去5年以内)、5年以上、10年以上の実務経験年数を求めている。

前号の連載記事(5)で紹介した受託会社5社の回答では、「2～3年で資格取得できる方が実効性が高い」という会社が1社あるものの、他の4社は5年以上を妥当としていた。また、2014年11月に実施したフォーラム時のアンケート調査でも、「2年が適当」というフォーラム参加者の発言を「貴重な意見」と見る者がいる一方で、「5年以上、

または8年以上など長期であることが妥当。2年では初心者であり、プロとはほど遠い。認定資格の価値を下げる」という意見も見られた<sup>2)</sup>。

以上、認定に必要な知識・技術の修得には少なくとも5年の実務経験年数が必要と考えられること、先行制度もほぼ同様の措置を取っていること、賛同している受託会社が多いことなどから総合的に判断し、本制度では「過去8年間に通算5年以上」が適切であると結論づけた。実務経験年数を「通算」としたのは、「連続」5年とすると、申請要件を満たせない者が多くなることが予想されること<sup>3)</sup>、また「過去8年間」としたのは、経験年数に無職の期間ができることを考慮して幅を持たせた結果である。なお、パートタイム勤務や兼務者のために、勤務時間が週30時間未満の者は、30時間を1週として換算することとしている。

#### <司書資格を申請要件にしていない理由>

連載記事(2) (機関誌No.266に収録)でも詳述したように、専門図書館員の司書有資格率は全体で4割台である。事業組織、特に企業系の資料・情報部門では、入社後に配属されるケースも少なくない。特定主題の資料・情報を扱う実務に携わっていても、司書資格を持っていない人も多いと推察される。また、受託会社への聞き取り調査でも、スタッフ全員が司書有資格者というわけではなかった。受託会社のスタッフは図書館側から見ると非正規職員である。直雇用の非正規職員も含めて、非正規職員は一般に能力開発の機会が十分でないと考えられる。本小委員会では、本制度がこれら上記の人々に自己研鑽やキャリア形成の機会を提供できるよう、司書資格を申請時の必須要件とはしないことにした。

ただし、司書資格を有することは、本人のこれまでの努力を示すものであり、図書館業務に関する基礎的な知識・技術を身につけていると評価できる。そこで本制度では、司書資格については資格取得後1回に限りポイントの対象とすることとしている。

## 2. 2. 2 認定要件：ポイント付与の対象分野について

- ・ポイントの対象に執筆や図書館関連団体の役職経験が入っている。本制度は初級～中級の間の人を想定しているというが、初級～中級者で団体の役職経験のある人はいないのではないか。
- ・ポイントの対象に、ホームページ公開、パスワードの作成、コンピュータのメンテナンスなど、日々の業務の成果も考慮してはどうか。

### ＜著作の執筆や図書館関連団体の役職経験を含む理由＞

本制度は、多様な活動を評価し専門図書館員が修得した知識・技術を幅広く認定するため、ポイント付与の対象分野を広く設定した。講師経験、図書館関連団体の役職経験、著作の執筆など、上級に属するものも含んでいるが、認定の必須要件としているわけではない。上級者がこれまで取り組んできた能力開発を跡付けるために申請を行うことや、更新申請時にポイント対象分野になることも想定して設定した。連載記事(3) (機関誌No.268に収載)では、更新時の申請モデルを掲載していなかったため、こうした考慮に基づいてポイント付与の対象分野を作成していることが十分に伝わらなかった懸念がある。制度案を確定し提示する際には、初回申請時と更新申請時の両方の申請モデルを提示する予定である。

また著作については、それ自体ハードルが高いが、本小委員会では、多くの専門図書館員がポイントを取得できるよう、2014年9月の本小委員会で修正を行った。制度案では若手のスタッフでも比較的執筆しやすいと思われる「業務報告・紹介・業務手順のマニュアル」や「書評・資料紹介・参加記・見学記など」も、ポイント付与の対象としている。

### ＜実務上の業績はポイントの対象に含めず＞

本制度の目的は、専門図書館員に共通して必要

となる知識・技術を修得した者を専門協が認定し資格を付与し、もって専門図書館員の能力向上に資することである。認定の可否は、あくまでポイント付与の対象となっている研修の受講、見学会への参加、記事の執筆などを通して、本小委員会が提示した五つの知識・技術を修得したかどうかを基準となる。実務で上げた成果は、それぞれの事業組織体で評価されるべきことであって、本制度のポイントの対象とはならないと考えている。

## 2. 2. 3 認定要件：対象とする期間について

- ・「過去5年間」の活動は長い。もっと短く2、3年の活動を対象にする制度を望む。
- ・過去5年間という、数年前の研修の参加証明も必要になるが、おそらく多くの人は保存していないだろう。証明が難しくなるのではないか。

### ＜過去5年間の活動を対象とする理由＞

本制度では、ポイント付与の対象とする期間を①過去5年間の活動とする分野と、②活動(取得や受賞など)の時期を問わない分野の二つに分けて設定している。①は、研修等の受講、講師経験、図書館関連団体の役職経験、学会・研究会等への参加、著作が対象である。これらは、一般にリカレント教育の要素が強い内容となっており、比較的新しい知識や技術の修得を目的とし、修得できた知識・技術をもとに活動が行われるものである。過去5年以前のは、その当時修得した知識・技術が現状にそぐわなくなる可能性が高くなり、現在の専門図書館員に必要な知識・技術を修得しているとは言い難くなる。他方、5年よりも短い期間を設定すると必要なポイントを十分取得できないおそれも出てくる。そのため、過去5年間の活動分野を対象としている。

②は、司書資格、他団体の認定する各種資格、その他(学位等)であるが、これらは普遍的な要素の強い知識・技術を修得していることを証明するもので、また過去5年以前に取得している者が多数いることが想定されるため、この分野の活動

(取得)時期は問わないこととしている。

### < 5年前の参加証明 >

5年前の研修の受講記録を保存している人は少ないと思われる。2014年8月の他団体との意見交換会でも、研修に関しては種類が多く、参加証明を取るのには難しいことが指摘された。本小委員会としては、専図協主催の研修の受講証明については、専図協事務局に問合せいただくことにし、他団体主催分についてはできるだけ書類を揃えていただくようお願いしたい。どうしても証明書類を用意できない場合は、別途設ける予定の審査委員会において検討することとしている。

#### 2. 2. 4 認定要件：必要ポイント数について

- ・過去5年間に50ポイントを取得するのは容易ではない。本制度は特に研修の受講によるポイント取得を中心にしているが、研修の受講そのものが難しい。特に管理職になると、研修に興味はあっても、自身が研修に参加することはほとんど不可能になる。
- ・中堅以上の職員に対しては上記を考慮して執筆によるポイント取得策も講じられているが、執筆する時間もないのが実情だ。
- ・これまでは主題分野の団体の研修に参加したことはあるが、それ以外の研修に参加したことはなく、50ポイント取得は8年間でも難しい。自分にとってプラスになる研修にのみ参加し、それで資格が取得できればよいと思う。ポイントを取得するために研修に参加するのは本末転倒と思う。

認定に必要な総ポイントは50ポイントとしている。このうち研修の受講は自己研鑽を図るための一般的な方法と考えられているため、全ポイント数に占める研修ポイントの比率を高く設定している(最大35ポイントまで)。本制度は、専図協主催の研修を受講することを重視しているため、他団体が主催する研修の受講には取得ポイント数に上限(10ポイントまで)を設けているが、こうした他団

体の研修受講によるポイント取得と合わせれば、かなりのポイントを取得できると考えている。ただし、ポイントの対象は本小委員会が提示する五つの知識・技術を修得できる研修に限られる。

50ポイント取得の難しさは、座談会だけでなく、受託会社への聞き取りでも、また、専図協内の他の委員会や合同会議等でも指摘されてきた。本小委員会では当初は60ポイントとしていたが、さまざまな指摘を受け、2014年9月に50ポイントに修正した。しかし、さらに修正が必要という認識を持っている。最終的に必要ポイント総数を下げるのか、それとも個々のポイント数を上げて、50ポイントを取得しやすくするのか、後述する意見募集の結果によって善処する所存である。

#### 2. 2. 5 認定方法について

- ・ポイント制にしているが、試験制度も考えられてよい。テキストを作成して、その中から出題するという形にし、毎年出題を変えることにしたらどうか。
- ・例えば4択式の試験も考えられる。そのような試験であれば、自分なら受けてみたい。

資格認定の方法には、検定試験によるものとポイント制によるものがある。一般に前者は、経費と労力、特に問題作成と試験実施の面で負担が大きく、問題作成に関しては、研究の蓄積とそのための準備期間を必要とする。毎年、新しい試験問題を作成することは決して容易なことではない。

これに対して後者は、研修の受講、研究会での発表など多様な活動を包括的に評価するもので、専門図書館員の側からすると、専図協を中心とした現在の研修プログラムを活用して資格を取得できる(しやすい)制度である。経費と労力の面でも、前者に比べると負担は少なく、準備期間も短くてすむと考えられる。

将来的にはポイント制から検定試験制へと移行することも考えられるが、短期間でできるものではなく、その前に指摘にもあったテキストの作成が必要になってくる。これは本小委員会だけの問

題ではない。段階を追った整備が必要と考えている。

## 2. 2. 6 グレードの設置について

- ・初級→中級とグレードを設けてもよいのではないか。初級は勉強さえすれば誰でも合格するようなレベルにすれば、専図協としても受験料によって収入増につながる。
- ・図書館界の評価だけでなく、社会からの評価も重要だ。本制度は、社会の評価と本制度にかかる費用とが見合わないように感じる。まずは誰でも取れる普及版を作った方がよい。

前述の二つの先行制度ではグレードを設けている(認定司書制度も実質的に上級資格)。グレードは、資格の取得意欲のある人への励みになり、モチベーションを高める手段として有効と考える。しかし、グレードを設けるためには、それぞれのグレードで求められる能力を明らかにする必要がある。本小委員会では、検討段階でそこまで行うのは難しいと考えた。まずは、主題分野に関わりなく共通して求められる知識・技術を修得することを重視し、そのための資格一種類を設立することを当面の課題とした。

ただし、将来、本制度が定着した後は、そうしたグレードの設置を検討する余地がないわけではない。グレードを設けた場合は、指摘のように一定の学習をすれば多くの人が取得できる基礎資格のようなグレードを設けることも考えられる。

## 3. 意見募集について

以上、座談会で出された意見を中心に、それへの本小委員会の考え方を述べてきた。本小委員会では、検討結果をもとに制度案を調整し、最終の確定案として関連資料と共に下記に掲載した。

- ・掲載名：認定資格制度(インフォプロ制度)案に対する意見募集について

- ・掲載場所：専図協ホームページ(<http://www.jsla.or.jp/authorization/>)
- ・掲載期間：2015年7月25日(土)～8月24日(月)  
会員ならびに関係者の方々におかれては、上記資料をご一読の上、是非ともご意見をお寄せ願いたい。ご意見は電子メール、郵送、ファクシミリの3つの方法で受け付けている。ご意見に対して個別の回答は行なわないが、意見はとりまとめて、機関誌No.274(2015年11月号)で報告する予定である。

## おわりに

今回、人数は多くはなかったが、スタッフと中間管理職の方々から貴重なご意見をうかがうことができた。年度初めで多忙を極めている中、長大な資料にくまなく目を通し、座談会に出席していただいたことに深く感謝を申し上げたい。いただいたご意見の中には、制度の最終案や、将来の制度改正時に反映できる可能性のあるものも少なかつた。機会を見て、是非とも活用させていただきたいと考えている。

## 注・参考文献

- 1) リクルートワークス研究所. ワーキングパースン調査2006：働く人々の就業実態調査. 2007. [http://www.works-i.com/pdf/s\\_000086.pdf](http://www.works-i.com/pdf/s_000086.pdf). (参照2015-06-10).
- 2) 運営委員会認定資格検討小委員会. 専門図書館員のための認定資格制度設立に向けて(4)：フォーラムでのPRと今後の進め方. 専門図書館. 2015.1, no.269, p.55-58.
- 3) 長谷川昭子. 専門図書館における人材育成：非正規職員を視野に入れた検討. 日本図書館情報学会誌. 2009.6, vol.55, no.2, p.77-103. によれば、現在の職場での勤続年数が5年以下である専門図書館員は55.4%である。

ただいま認定資格制度(案)について意見募集中(2015年7月25日～8月24日)！  
まずは専図協ホームページをご覧ください。